

「障がい者のスポーツ」から「障がい者スポーツ」へ**- 社会福祉政策と文教政策の下における「障がい者スポーツ」理解のための一資料 -**

東海学園大学 島田 肇 (2593)

障がい者スポーツ、文教政策、社会福祉政策

1. 研究目的

本研究の目的は、厚生労働省による社会福祉政策の一環として進められてきた障がい者のスポーツと、文部科学省（以下では、旧文部省による諸施策についても一貫して文部科学省として表記する）による文教政策としての側面から、国民のスポーツ施策の中で進められた障がい者のスポーツとの関係を基軸に据え、これらが、戦後から今日に至るまで辿った経緯を概観しながら、「障がい者の（ための）スポーツ」から「障がい者スポーツ」へと変化する過程を考察する点にある。この考察を通して、障がい者への社会福祉政策理念の変遷が、障がい者スポーツの発展とどのような関係にあったのかを検討すると同時に、文教政策の側面からも進められた、国民のスポーツ施策の一面を持つ障がい者のスポーツについて併せ考え、障がい者スポーツ理解の一資料とする。

2. 研究の視点および方法

本研究の視点は、管轄する行政機関の違いに大きく影響を受けていると思われる「障がい者スポーツ」への取組に注目し、社会福祉政策による障がい者のためのスポーツ施策と文教政策による国民へのスポーツ施策が、今日の「障がい者スポーツ」に及ぼした経緯を考察する点にある。

研究方法は、障がい者への社会福祉政策の基本的理念の変遷を、戦後から今日まで、①職業更生期（1945-1964）、②リハビリテーション期（1965-1973）、③施設収容から在宅サービスへの移行期（1974-1980）、④地域における自立生活移行期（1981-1988）、⑤自立生活や平等な社会づくり期（1989-1996）、⑥自立支援期（1997-今日）と区分する。また、文部科学省による文教政策の一環として進められたスポーツ施策に関する考察では、その時代的移り変わりを、①わが国で戦後、国家体制として、文部科学省内に体育局が設置された1958年から同局内に生涯スポーツ課と競技スポーツ課が併置された1988年までの時期（1958-1988）、②21世紀を見据えた指針『21世紀に向けたスポーツの振興方策について（答申）』が発表された1989年から『スポーツ振興基本計画』が作成された2000年までの時期（1989-2000）、③同年から「スポーツ立国戦略」が策定された2010年までの時期（2000-2010）、そして④スポーツ基本法が成立した2011年以降（2011-現在）、と区分して考察を行った。

3. 倫理的配慮

本研究では文献研究を主として行った。従って、研究の中で個人のプライバシーや個人情報に関する記述・記載・掲載は行っていない。また、参考資料や注釈等に用いた文献についても忠実に記載し、原著書、文献、資料等に十分に配慮した。

4. 研究結果

障がい者のスポーツは戦後の社会福祉政策によって始められた。その社会的背景には、障がい者の社会的・経済的な自立を念頭に置いた職業更生観があった。高度経済成長後期には、社会福祉政策の側面から障がい者のスポーツ振興は大きく進行し、1965年の『全国身体障害者スポーツ大会について』（通知）によって、地域におけるスポーツの振興を国家レベルで後押しする姿勢を示す。また、財団法人身体障害者スポーツ協会も設立され、民間レベルでの障がい者のスポーツ基盤が用意された。

1981年の国際障害者年の具体的計画である『障害者対策に関する長期計画』（1982）では、スポーツを通じた障がい者の社会参加が推進され、そのための環境整備の必要性が指摘された。また文部科学省内の生涯スポーツ課や競技スポーツ課の設置（1988）によって、生活の中のスポーツ（楽しむスポーツ）と選ばれた人のスポーツ（スポーツ選手）のふたつの側面が認識された。そしてこの生涯スポーツ課の設置によって、生涯スポーツは生活の中で語られるスポーツを現す言葉として定着した。

こうした機構改革は、スポーツに対する意識を大衆化すると同時に、スポーツ施策を社会的政策に昇華させる出来事として理解することが出来る。そのことは「21世紀振興方策」以降、1990年のスポーツ振興基金の創設やスポーツ振興基本計画の作成等に顕著に表れている。一方で社会福祉政策では、1995年の『障害者プラン』で、それまでの「障がい者の（ための）スポーツ」という表記から「障害者スポーツ」へと、その記載が転化された。

文教政策が、障がい者のスポーツを真正面から取り上げたのは、スポーツ立国戦略策定からで、ここではスポーツを文化のひとつとして位置づけ、「人」重視の面が強調された。すなわちその基本は「すべての人々にスポーツを」である。この中で「障がい者スポーツ」は、スポーツを万人に広げるための戦略のひとつとして位置づけられている。

5. 考察

国民の健康を志向する今日の施策動向は、社会福祉政策と健康政策のコラボレーションであり、障がい者スポーツはそれに文教政策を加味したハイブリッド現象と見ることが出来る。スポーツ立国として、今後わが国が存続し続けていく上で、スポーツが万人のものとして存在する意義はとて大きくかつ重要である。スポーツや運動の場が、生活の中にあり、ADLの一部として成り立つ社会環境や意識づくりは、国民の側からの努力や姿勢にかかっている。そうした生活を常態化するためにも、これからの障がい者スポーツの躍進、拡大に期待したい。